

# 「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」制度概要

## 背景

本県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、同様の事案に対して抑止策を講じることが急務となっています。

このため、一定の土砂の埋立て、盛土等について規制措置を講じるための条例を制定します。

## 目的

土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保する。

## 許可制度

面積3,000m<sup>2</sup>以上の埋立て等（埋立て、盛土、堆積）が対象。【第7条】

### 手続きの流れ

土地所有者の同意 【第8条】



住民に対する周知 【第9条】



許可申請 【第10条】



知事による許可 【第11条】



埋立て等の実施

知事による報告徴収、立入検査、命令等違反の公表が可能

【第23～25条】

完了届 【第17条】

知事による安全基準への適合性検査

### 行政処分

【第20～21条】

停止命令

- ・災害の発生防止に緊急の必要性

措置命令

- ・安全基準不適合など

許可取消

- ・義務違反、命令違反など

### 罰則

【第29～33条】

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・無許可埋立、災害の発生防止の緊急の必要性による命令違反など

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・安全基準への不適合による命令違反など

50万円以下の罰金

- ・その他の違反

30万円以下の罰金

## 施行期日等

【施行期日】 令和6年6月1日

【経過措置】 条例施行時に土砂等の埋立て等を実施している場合、条例施行から3ヵ月間は本条例の許可を受けずに事業を継続できる。